

会議録

会議の名称	第17回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成21年7月13日（月曜日）13時00分から14時45分まで
開催場所	庁議室
出席者	出席委員：野村委員長、猪原副委員長、安部委員、石田委員、梅村委員、嶋田委員、中島委員、古川委員 欠席委員：小林委員、丸山委員 関係部署：保育課長、児童青少年課長、子ども家庭支援センター長、事務局：大川部長、西東京市子育て支援課（萩原子育て支援部主幹兼係長、倉本主査、矢部主事、松下主事）
議題	(1) オンブズパーソン制度について (2) ワークショップまとめ (3) 子どもヒアリングについて
会議資料の名称	(1) 西東京市子どもの権利に関する条例 オンブズパーソン制度要綱案（議論のまとめに基づく委員長提案） (2) 西東京市子どもの権利に関する条例案の検討 「西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査」報告書をもとに2 (3) 子どものけんりニュースNo.6
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

野村委員長：  
第17回委員会を開催する。

事務局：

資料確認

野村委員長：  
議題に入る。

資料 西東京市子どもの権利に関する条例 オンブズパーソン制度要綱案（議論のま  
とめに基づく委員長提案）について説明

梅村委員：

資料中「設置の必要性について」のなかに、18歳に達するまでの切れ目のない救済  
とあるが、何歳でも来てもいいという意味か？

野村委員長：

そのとおり。年齢に応じていろいろな部署に行くというのではなく、ここにくれば  
カバーされる。

猪原副委員長：

オンブズパーソン制度の位置付けについて議論をしてはどうか。川西市子どもの人  
権オンブズパーソン条例第4条では、オンブズパーソンを地方自治法の規定に基づく  
市長の付属機関として位置づけている。

野村委員長

川西市では、教育委員会で話し合いが始まったという経緯がある。教育委員会の付  
属機関とするのは難しいのでこのような表記になった。

梅村委員

オンブズパーソンの選考は市長がやるようになるのかどうか。

野村委員長

川西市の場合は内部にオンブズパーソン候補者名簿作成委員会を設けている。条例  
上は市長の任命というのがオーソドックスだ。

梅村委員

市民参加ということを考えると、推薦委員会のような形もいいと思う。

猪原副委員長

その場合、議会の承認はどうなるのか。

野村委員長

川西市の委員会は、庁内の委員会である。議会の同意については、しばしば問題に  
なる。自治法上は、長も議会も住民代表機関であり、双方の同意をとるのは大事なこ  
とだ。

嶋田委員

いずれにしても、子どもの救済に空白期間がないようにお願いしたい。

猪原副委員長

私も、どちらかというところでは議会の同意は必要ないと思う。庁内の推薦委員会は、いろ  
いろな調査の上でオンブズパーソンとしての的確性を判断するが、議会では、オンブ  
ズパーソンとしての的確性についてあまりわからず判断がつかないものもあるだろ  
う。

大川子育て支援部長

既存の条例では、議会の同意が必要とするものとそうでないものがある。法律上  
定めがあるものについては、位置づけがある。例えば、西東京市個人情報保護審査会  
は議会の同意は必要ない。

野村委員長

このあたりは、自治体によって差がある。町田市情報公開・個人情報保護審査会は任期改選のたびに、議会で審議が必要。いずれにせよ、条例として通す際、議会で同意要件としたほうがいいという提案が出てくる場合もある。

今出された指摘を記すことにする。そのほかに何かあるか。

嶋田委員

なぜ既存の組織では対応できないのか、ということをはっきりさせておきたい。オンブズパーソンの存在意義についてだ。

猪原副委員長

オンブズパーソンは、権限が非常に強い。例えば教育委員会に対しても勧告することがありうる立場である。横並びの機関ではなくなるのではないか。

野村委員長

オンブズパーソンは、勧告権限がある。救済活動と同時に制度改善機能がある点が重要視されており、この点は他自治体でも大きな成果を挙げているところだ。

嶋田委員

虐待などを想定した場合、例えば、児童相談所の権限でできないのかという意見がある。

また、教育に関しては、教育相談センターがそういう機能を持つことができるのではないかという指摘が出ている。

野村委員長

児童相談所は要保護児童に対して保護をするだけで、関係の調整は行わない。そして西東京市の機関ではない。

オンブズパーソンの重要な役割は、のどかや教育相談センターなどが本来の権限を果たしていないときに、それを促進することだ。既存の機関で解決できるものはいい。それでうまくいかないことがあるということと、それ以外の権限があるということが重要な点だ。今までの機関がやりやすくなるようにする部分があり、十分に機能を果たしていないときには、提案や提言をすることもあろう。まずい対応をしたときには勧告することもあろう。それぞれの機関の間で抜け落ちている部分についてオンブズパーソンが独自に救済を図る場合もあるだろう。ほかの機関がうまく働いていない場合には、オンブズパーソンがそれに代わって行うこともあるだろう。いくつかの形がある。

先にまとめた「西東京市の子どもに関する相談機関の現状と課題」のなかでも相談機関について記している。

梅村委員

大学や病院などでおこなわれている第三者評価と同じようなものということか。

野村委員長

このことは、資料中の「提言活動」のなかに位置付けた。オンブズパーソンが具体的な事例から出てくるさまざまなことに対して評価し、提案することがあってもいいと私自身は思っている。

嶋田委員

個人情報の扱いはどうなるのか。

野村委員長

評価は、個々の事例ということではなく、一般的な制度のあり方、施策について扱う。

川崎市では今、相談や救済についてアンケートを実施し、検討をし、市民や子どもにヒアリングをおこない、行政側が出した評価と対話をして問題点を見つけていくという作業をしている。川崎市のしくみは、関係行政機関の協力や意思疎通が図られな

いと生産的にならない。まわしていくのが大変という感がある。オンブズパーソン制度自体にこのしきみを組み込むのがいいのかなと思う。

西東京市の場合には、子ども福祉審議会があるので政策全般については、そこにゆだねるのもいいと思う。

梅村委員

のどかは、オンブズパーソン制度の必要性についてはどう思うか？

西谷子ども家庭支援センター長

オンブズパーソンが独立した第三者機関であるということは、まだ広く認識されていない段階ではないだろうか。

嶋田委員

オンブズパーソン制度は、ソーシャルワーカー的な機能を持っているのか。

野村委員長

調査専門員の位置づけによる。調整的に解決することは多く出てくると思われる。オンブズパーソン自身が行うのか、調査専門員が行うのかはケースによるだろう。学校の中の調整は本来スクールソーシャルワーカーが行うが、そこでうまくいかないときがオンブズパーソンの腕のみせどころかと思う。

安部委員

子どもオンブズパーソンで大事にしたいことは、つらくてどうしようもないことをされたときに「がまんした」「何もできなかった」「何もしなかった」という、子どもの中に隠れていて大人に見えていない声をいかに拾えるかだ。ここは既存の機関が拾えていない部分だ。ここにどう関わっていくか。子どもが関わりやすい、子どもに寄り添う身近な存在としてその機関をつくることができるかが非常に大事だ。

資料中の「子どもに優しい観点からの提案・アドヴォカシー」や「子どもの権利の啓発」という、オンブズパーソンや調査専門員の側から子ども達の方へ直接でていって呼びかける機能は特徴的なもので、他の機関にはない点だろう。

嶋田委員

「がまんした」「何もできなかった」「何もしなかった」という子どもへの関わりは、既存の機関の機能を充実させれば済むことだという意見は根強い。

安部委員

既存の機関を充実させるためにオンブズパーソン制度がある。

古川委員

オンブズパーソン制度の役割とは、資料中の「本来の役割を果たすことの促進と支援」ということだ。

野村委員長

経験から、教育相談センターやのどかのような機関は、当事者性をもつことがよくある。そうなると、調整がうまくいかないことがある。児童相談所も同様である。第三者機関がそこに入り、調整をすることで解決につながるということは相当数ある。

猪原副委員長

第三者性とは何か。川西市の条例をみると、子どもの利益の擁護者、代弁者とある。そういう意味では、中立でも第三者でもなく、子ども寄りの機関で子どもの側に立って子どもの権利を擁護するものだ。そう考えると既存の機関で間に合うということはないだろう。結果が公正妥当なものでなくてはならないのは当然のことだが、今まで子どもを犠牲にして学校なり行政の側に立った解決であったところに問題があると考えている。

中島委員

資料中、まず「既存の機関との関係」ということに注目した。難しいケースでは、

親も子どもも学校を頼っている。学校や教師は主体性を持った関わりをしようとする。なんとかこの子をいい方向に導いてあげようとする。それがあがるがゆえに子どもを追い込んでいることがあるように思う。制度はたくさんあるが、それぞれが一生懸命やっても結果に結びついていかないもどかしさがある。学校の問題だけでなく、子どもの問題を解決していくには、第三者の立場で全体をとらえて対応する機関が必要という気がしている。

野村委員長

最終的な勧告では裁定という形なるが、双方が納得するなかで意見が示されなくてはならない。子どもの意思とは違うところで裁定がなされても、子どもが傷ついて終わってしまうことになる。第三者性や中立性は、子どもにとってどうなのかが重要だ。ただし権威を持って関わっていくことは重要である。

梅村委員

子どもの側に立ってというのが、正しい解答があるのかどうか。

安部委員

子どもが納得する方法で解決することが重要だ。それが大人目からすればそれでいいのだろうかと思われることであっても、子どもが納得しているかが大きい。

野村委員長

トラブルがあったときそこに関わる人は皆、子どものために行っているが、実際に子どもがどう考えているのかは忘れられてしまうことがある。子どもの解決イメージに添うことが重要だろう。

梅村委員

オンブズパーソンになる人は、そのところをわかっていることが重要だ。

野村委員長

どういう制度をつくったかによる。オンブズパーソン制度について、どのように関わるのか、設置目的や活動の中身をどう書くのかはとても大切なことだと感じている。

古川委員

虐待などの場合、子どもはどんなにひどく扱われても母親のところに戻りたいと言う。

野村委員長

それは、子どもの最善の利益と子どもの意思の調整の問題だ。そのとき子どもの意思に反しているとみえても、子どもの最善の利益を図らなくてはならない。

安部委員

子どもに対して、子どもが今どんな状況にいるのか客観的に説明する大人はそういないだろう。大人はいろいろ情報を持っていて判断を下すが、子どもはそれだけの情報を持っていない。現状では、それぞれの専門家の立場から見てこうだがあなたはどうしたいかというようにはなっていないと思う。それができるかどうかで子どもの判断は変わってくると思う。

野村委員長

組織体制、事務局体制や専門調査員体制をきちんとつくることは重要。その上にオンブズパーソンがのる形だ。

梅村委員

オンブズパーソン制度とは何なのか、その真髄がすぐにはわからない。

野村委員長

違う分野の複数委員制度というのが重要だろう。

猪原副委員長

その意味では合議制が必要ではないか。解決の内容を考えると、法律の専門家、福祉の専門家、医療の専門家など。私は最低でも5名は必要と思う。オンブズパーソンになった人の視野の問題も大きい。

事務局体制は、どこかの課に置くのではなく別にする必要があるだろう。

安部委員

子どもと向き合い動く人と考え、調査専門員も重要。川西市では、子どもが気軽にオンブズクラブに立ち寄り調査専門員に話をして満足して帰るといったことが多いようだ。

野村委員長

今日の議論を参考にまとめさせていただく。

安部委員

資料 西東京市子どもの権利に関する条例案の検討「西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査」報告書をもとに2. 説明

野村委員長

条例に権利のカタログが書かれることが多いがその点はいかがか。盛り込みたいことがいくつかワークショップのまとめから出てきた。

猪原副委員長

子ども参加のしくみについて、子ども会議のようなものを改めて作るのは大変だ。子どもと大人が交流する機会や場所が増えれば、子どもの意見や気持ちは自然と伝わってくる。子どもと大人が交流する機会や場所をどうやってつくるか考えたい。

子どもの権利の日は必要だろうか。その日だけやったことで事足りる気になってしまうのではないだろうか。

野村委員長

11月20日と定めている自治体が多い。この日は国連で子どもの権利条約が採択された日である。自治体間の子どもの交流を念頭においている。

嶋田委員

青少年問題協議会では、提言に青少年の日を設けることを入れる予定だ。この日は、子ども達の主張を聞く一日にしたい。

猪原副委員長

自己肯定感について。自己肯定感の中身は多様だろう。自分が人から必要とされている、自分に自信を持つことができることが自己肯定感の中身ではないか。子どもは、自分の気持ちや考えを大人に聞いてもらい反応してもらうことで、十分自己肯定感が上がってくるのではないか。大人が子どもの声を聞くしくみをどうやってつくっていくか。

安部委員

社会の中で自分が役に立つというのがあると自己肯定感が上がるだろう。中・高校生世代にはそういう場がない。そもそも社会のなかに居場所がないのではないか。

嶋田委員

中学生世代は、自分の容姿や成績が自己肯定感につながっている。

安部委員

中学生世代の自己肯定感を無理に上げるのではなく、大人との接点があるかどうか重要なのではないか。

猪原副委員長

子どもの権利のカタログ化は難しいだろう。私は、誰がどうするのか、主語をはっきりさせることが大事だと思う。

安部委員

川崎市で子どもの権利の学習に関わっているが、権利のカタログは使いにくい。権利はまわりの大人が守ってくれない限り、子どもが言っても衝突するだけだ。

野村委員長

子どもの権利のカタログを準備すると、逆に権利を制限するという声もある。

子どもの生活している場に即して、大人がどのように対応するのかを定めたものもある。今の議論をまとめて次回話ができるようにしたい。

安部委員

障害がある子どものヒアリングについて、障害をもつ子どもの放課後対策事業である「さざんかクラブ」にヒアリングに行くことで調整したい。

野村委員長

条例案ができた後に子ども達から意見を聞くこともやっていきたい。

以上にて終了